

○伊東市水道水源保護条例施行規程

平成元年12月1日
伊東市管理規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、伊東市水道水源保護条例(平成元年条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(管理規程に定める対象事業場)

第3条 条例第2条第3号イおよびオに掲げる事業で管理規程に定めるものは、次のとおりとする。

(1) リゾート関連事業

- ア ミニゴルフ場、パターゴルフ場
- イ 観光農園
- ウ ホテル、旅館、ペンション、民宿
- エ 貸別荘、貸マンション
- オ 別荘、分譲マンション

(2) その他水質汚濁のおそれのある事業

- ア 製造業、加工業に係る工場
- イ 発電所
- ウ 残土処理場
- エ その他管理者が特に水質汚濁のおそれのある事業と認めるもの

(事業計画基準)

第4条 条例第7条第1項の管理規程で定める事業計画基準は、別表に掲げる基準とする。

(事前の協議)

第5条 条例第8条第1項の規定による協議をしようとする事業者は、対象事業協議書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 対象事業実施計画書
- (2) 対象事業を実施する区域を示す図書及びその付近の見取図
- (3) 対象事業を行う事業場の計画平面図
- (4) 事業者が法人である場合には、その法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書

(5) その他管理者が必要と認める書類

(勧告)

第6条 条例第8条第3項の規定による勧告は、対象事業協議勧告書(第2号様式)により行うものとする。

(協議事項の変更)

第7条 事業者は、条例第9条第1項の規定により事前の協議に係る事項を変更しようとするときは、対象事業変更協議書(第3号様式)を管理者に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第8条 条例第10条第1項の規定による事業計画の変更命令は、対象事業計画変更命令書(第4号様式)により行うものとする。

(協議等延期通知)

第9条 条例第10条第2項の規定による通知は対象事業協議等期間延期通知書(第5号様式)により行うものとする。

(一時停止命令)

第10条 条例第12条の規定による一時停止命令は、対象事業実施一時停止命令書(第6号様式)により行うものとする。

(公表)

第11条 条例第13条の規定による公表は、伊東市役所の掲示場に掲示するほか、広報紙等への掲載その他市民に広く周知させる方法により行うものとする。

(水源保護協定の締結)

第12条 管理者は、水道水源の水質保全のため特に必要があると認める場合は、事業者と水質の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結するものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。

附 則(平成17年2月21日伊東市管理規程第1号)
この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則(平成20年1月31日伊東市管理規程第7号)
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日伊東市管理規程第1号)
この規程は、平成31年7月1日から施行する。

別表(第4条関係)

事業計画基準

1 農薬等の使用に関する事項

- (1) 対象事業場において除草剤、殺虫剤、殺菌剤等の農薬の使用を計画する場合には、これらの農薬が水道原水に混入した場合でも管理者が十分に安全であると判断する資料を事前に提出しなければならない。
- (2) 人や動物に発ガン性、変異原性のある物質及び安全性試験結果から人や動物に発ガン性や変異原性を示す疑いのある物質は、使用してはならない。
- (3) 農薬の使用は、可能な限り使用量を削減することを原則とする。したがって、対象事業場内の除草については人力による管理を行うものとし、除草剤は、使用しないこと。
- (4) 殺虫剤、殺菌剤を使用する場合は、使用を計画している農薬が他の農薬よりも毒性が低いことを示すデータをあらかじめ提出しなければならない。
- (5) 分析法が確立されていない物質あるいはモニタリングが困難な物質は、使用してはならない。分析法及びモニタリング計画はあらかじめ提出すること。
- (6) 対象事業場からの排水は、次のとおり排水系統を完全に分離すること。
 - ア 農薬及び肥料を使用せず、地形の改変も行わない自然樹林地等からの雨水
 - イ 施肥を行う区域からの排水
 - ウ 農薬を含む排水
 - エ 施設からの生活排水
- (7) 農薬を含む排水は、地下水への浸透を防止し、その全量を貯留したうえで、農薬の分解過程で生成される中間生成物の毒性も十分に考慮した高度な物理化学的処理を行い、健康影響が完全に懸念されないレベルにまで処理するとともに、処理水は公共用水域へ排出せず、植生への散水又は便所用等の中水道などに利用すること。
- (8) 植生等への着色剤は、使用してはならない。
- (9) 農薬等の散布は、降雨予測を行い、散布直後の降雨により水系へ流出することのないよう適切な散布計画を立案すること。

2 湖の富栄養化につながる有機性汚濁、窒素、リン等の排出に関する事項

- (1) 貸別荘、マンション、食堂その他の施設から排出されるし尿、生活雑排水を含む生活系排水は、原則として合併処理浄化槽により処理を行うものとし、ダム湖の水質を保全し富栄養化を防止するため、関連法令等に定める規制に加えて日最大で次の許容限度を超える濃度の排水を排出してはならない。
 - ア 生物化学的酸素要求量 (BOD) —— 5 mg/ℓ 以下
 - イ 浮遊粒子状物質 (SS) —— 5 mg/ℓ 以下
 - ウ 全窒素 (T-N) —— 5 mg/ℓ 以下
 - エ 全リン (T-P) —— 1 mg/ℓ 以下

- (2) 処理水は、土壌トレンチ等により最終的に処理するとともに、常に適切な維持管理の徹底を図り、所期の処理水準が維持できるようにしなければならない。
- (3) 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)の規定の適用を受ける合成洗剤で、同法第3条の規定に基づく告示により、その成分としてりん酸塩を含有する旨の表示がなされている家庭用合成洗剤は、使用してはならない。

窒素、りん含有物を含む排水は、公共用水域に流出しないように努め土壌還元の方法等により適正に処理しなければならない。
- (4) 対象事業場から排出される生活系排水は、原則として合併処理浄化槽により処理を行うものとし、さらに土壌トレンチ等により最終的に処理したのち、その全量を植生への散水又は便所用水等の中水道として再利用すること。
- (5) 事業場の緑地等から流出する肥料を含む排水は、その全量を調整池に貯留するという観点から設計するものとし、公共用水域に排出せずに植生への散水又は便所用水等の中水道として再利用を行うこと。

3 重金属、化学物質等の有害物質に関する事項

- (1) 排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)に定める有害物質、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)に定める第1種特定化学物質、第2種特定化学物質、指定化学物質、農薬とその中間生成物又はこれらの有害物質等を含むおそれのある産業廃棄物は、水源保護地域内に野積や貯留したり処理処分してはならない。
- (2) 産業廃棄物の処理処分に当たっては、処理処分施設からの排水はその全量を適切な処理を施すとともに、水処理施設からの排水は施設区域内で循環再利用を図り、施設区域以外への流出を極力抑制すること。
- (3) 産業廃棄物の処理処分施設等から排出・浸出する排水は、その全量を貯留すること。

また、その貯留施設からの排水は処理を行い、廃棄物処理法(昭和45年法律第137号)、廃棄物埋立処分場の構造指針等の関係法令を遵守するとともに、次の許容限度を超える濃度の排水を排出してはならない。

- ア 水素イオン濃度 (PH) —— 5.8以上8.6未満
- イ 生物化学的酸素要求量 (BOD) —— 5 mg/ℓ 以下
- ウ 浮遊粒子状物質 (SS) —— 5 mg/ℓ 以下
- エ 過マンガン酸カリウム消費量 —— 10 mg/ℓ 以下
- オ 全窒素 (T-N) —— 5 mg/ℓ 以下
- カ 全リン (T-P) —— 1 mg/ℓ 以下
- キ 大腸菌群数 —— 50 MPN/100 ml 以下
- ク 色度 —— 5度以下
- ケ 水道法第4条第1項2号及び3号に掲げられている物質 —— 清浄でおいしい

水を確保するために、飲料水の水質基準達成に重大な影響を与えないと管理者が認めた濃度以下

- (4) 対象事業場で行う事業の資材等に、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)に定める有害物質、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)に定める第1種特定化学物質、第2種特定化学物質が含まれるものは使用してはならない。ただし、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第5条による届出施設のうち、水質を保全するための対策を講じ、十分に安全であると管理者が認めるものはこの限りでない。

4 土地の改変を伴う造成工事に関する事項

- (1) 工事着手から防災調整池工事着手に至る仮設工事段階では、次のことを確実に実施し、濁水の防止に万全を期すものとする。

ア 表土をはぐことは必要最小限度に抑えること。また、造成完了後は可能な限り表土を元に戻すこと。

イ 仮設道路の横断勾配は、できるだけ緩やかにすること。

ウ 仮設道路の横断勾配は、山側にとり、盛土法面を雨水が流れないようにすること。

エ 仮設道路山側に側溝を設け、また随所に土砂溜を設けるとともに、降雨後の土砂除去を徹底すること。

オ 仮設道路上に分断水路を設け、道路表面水の水勢を弱めること。

カ 仮設道路面の転圧を確実にすること。

キ 水替用ポンプは、釜場を設け、土砂を吸い込まないようにすること。

ク シート張り養生は、シート端部、ジョイント部を土中に埋め、土のうで抑えること。

ケ シート張り水路は、途中で沈砂池を設けること。

コ 仮設沈砂池には、ろ過装置や凝集沈澱設備を設置するとともに、降雨時には濁水を全量貯留できる容量を備え、凝集沈澱に際しては有機性高分子凝集剤を使用しないこと。

サ その他濁水の流出防止のために必要な措置を講ずること。

- (2) 防災調整池設置以降の本工事に際しては、次のことを確実に実施し、濁水の防止に万全を期すものとする。

ア 伐開除根については、工程上必要最小限度にとどめること。

イ 伐開除根した地区とそうでない地区との間に水路、土堰堤等を設け、濁水と清浄水との区別を確実にすること。

ウ 盛土勾配は、内側(山側)にとり、雨水は、盛土内に集水したのち沈砂池等で確実に処理すること。

エ 盛土の転圧は、法面と直角方向に確実にすること。

オ 盛土法肩部には、小堤を設け、土砂流出を防ぐこと。

カ 沈砂池の堆積土砂は、降雨後直ちに除去すること。

キ 沈砂池は、工事終了後防災調整池として活用できるようにし、その配置等に留意すること。

ク 防災調整池からの降雨時のオーバーフローは、高濃度の濁水等を含む可能性があるため、濁水流出も確実に防止できるように処理施設を設置すること。

ケ その他濁水の流出防止のために必要な措置を講ずること。

(3) 対象事業場の造成等に当たっては、開発区域の流域及び排水経路を現地調査により把握し、次のことを確実に実施し、濁水の防止に万全を期するものとする。

ア 各排水系統(小流域)ごとに施工すること。

イ 運土計画を各流域ごとに立案し、土工量の大きな工事が集中しないようにすること。

ウ 土工事の時期は、雨期を避けること。

エ 細分化した施工区域ごとに沈砂池や土堰堤を設け、防災調整池への負荷削減を図ること。

オ 細分化した施工区域ごとの防災設備は、開発地域の既往最大日降雨量に対応できる規模とすること。

カ 溜池等を設置する場合は、調整池としても機能しうるように、その容量、配置に留意すること。

キ その他濁水の流出防止のために必要な措置を講ずること。

5 その他の事項

(1) 伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱(昭和63年伊東市告示第18号)に定める基準を遵守すること。

(2) 農薬の使用、有害物質が含まれる資材等の使用(別表3(4)ただし書きの規定により認められたものに限る。)及び水処理施設の設置に関しては、別途協定を締結すること。

(3) 各基準事項の遵守の状況を確認するための報告及び対象事業場への立入調査等は、協定に盛り込むこと。

第1号様式(第5条関係)

対 象 事 業 協 議 書

平成 年 月 日

伊東市水道事業

伊東市長 小野達也 殿

住所
事業者 氏名 印
電話

対象事業場を設置したいので、伊東市水道水源保護条例第8条第1項の規定により関係書類を添付して次のとおり協議します。

対 象 事 業 場 の 名 称 (実 施 事 業 の 名 称)	
対 象 事 業 場 の 設 置 場 所	
実 施 事 業 の 主 な 内 容	
対 象 事 業 場 の 設 置 面 積	
対 象 事 業 場 の 設 置 予 定 年 月 日	
備 考	

協議者が法人にあっては、その主たる事業所の所在地、その名称及び代表者並びに電話番号等を事業者の欄に記載してください。

第2号様式(第6条関係)

第 号
平成 年 月 日

対 象 事 業 協 議 勧 告 書

住所

氏名

伊東市水道事業
伊東市長 小野達也

伊東市水道水源保護条例第8条第1項の規定による協議をするよう同条例第8条第3項の規定により勧告する。

対 象 事 業 場 の 名 称 (実施事業の名称)	
対 象 事 業 場 の 設 置 場 所	
勧 告 の 実 施 期 限	
備 考	

第3号様式(第7条関係)

対 象 事 業 変 更 協 議 書

平成 年 月 日

伊東市水道事業

伊東市長 小野達也 様

住所
事業者 氏名 印
電話

伊東市水道水源保護条例第9条第1項の規定による事業変更をしたいので関係書類を添付して次のとおり変更協議をします。

対 象 事 業 場 の 名 称 (実施事業の名称)	
対 象 事 業 場 の 実 施 場 所	
協 議 書 提 出 年 月 日	年 月 日
直 近 の 変 更 協 議 書 提 出 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由 及 び 主 な 内 容	
備 考	変更に係る部分の平面図、構造図及び変更対照表を添付する。(承認計画と変更計画との対照表や新旧の計画を色分けする)

協議者が法人にあっては、その主たる事業所の所在地、その名称及び代表者並びに電話番号等を事業者の欄に記載してください。

第4号様式(第8条関係)

伊東市水道事業指令第 号
平成 年 月 日

対 象 事 業 計 画 変 更 命 令 書

住所

氏名

伊東市水道事業
伊東市長 小野 達 也

年 月 日付け協議のあった対象事業場については、伊東市水道水源保護条例第10条第1項の規定により事業計画の変更を命ずる。

対 象 事 業 場 の 名 称 (実施事業の名称)	
対 象 事 業 場 の 設 置 場 所	
事業計画の変更を命ずる 理由及び変更内容	
備 考	

第5号様式(第9条関係)

第 号
平成 年 月 日

対象事業協議等期間延期通知書

住所

氏名

伊東市水道事業

伊東市長 小野達也

年 月 日付け協議のあった対象事業場については、伊東市水道水源保護条例第10条第2項の規定による期間の延長を通知します。

対象事業場の名称 (実施事業の名称)	
対象事業場の設置場所	
延長期間	
期間の延長する理由等	
備考	

第6号様式(第10条関係)

伊東市水道事業指令第 号
平成 年 月 日

対象事業実施一時停止命令書

住所

氏名

伊東市水道事業
伊東市長 小野 達也

年 月 日付け協議のあった対象事業場については、伊東市水道水源保護条例第12条の規定により一時停止を命ずる。

対象事業場の名称 (実施事業の名称)	
対象事業場の設置場所	
一時停止期間	
一時停止をする理由等	
備 考	